一般社団法人秋田県助産師会定款

第1章総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人秋田県助産師会と称する。

(事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を秋田市茨島二丁目3番52号に置く。
 - 2. 当法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、助産師の業務倫理の向上を図ると共に専門的実践の研究に努め、あわせて母子保健に関する知識の普及並びに家族保健及び女性の一生における性と生殖をめぐる健康の改善に関する事業を行い、もって地域の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。
 - (1) 母子保健の普及指導に関する事業
 - (2) 助産業務の振興に関する事業
 - (3) 助産師育成に関する事業
 - (4) 母子保健及びリプロダクティブヘルツ/ライツに関する事業
 - (5) 助産所経営の改善に関する事業
 - (6) 会員相互扶助に関する事業
 - (7) その他これら各号記載の事業に付帯, 関連する事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法に よる。

第2章 会員

(種 別)

- 第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 当法人の目的に替同して入会した助産師の免許を有する個人。
 - (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同した助産師以外の個人及び団体・企業。

(入退会)

第7条 当法人に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得るもの

とする。当法人を退会する場合もやむを得ない事由がある場合を除いて、理事会の 承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員は、社員総会の議決を経て会長が細則に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 助産師免許を取り消されたとき。
 - (6) 除名されたとき。
 - (7) 当法人が解散し、又は破産したとき。

(除 名)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、出席した代議員の 3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、 議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(種別, 招集等)

- 第12条 当法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
 - 2. 通常社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
 - 3. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第21条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
 - 4. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催30日前までに公表し、会員に通知しなければならない。

(権能)

- 第13条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。
 - (1) 会費の額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任及び解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5) 各事業年度の決算報告
 - (6) 定款の変更に関する事項
 - (7) 当法人の解散に関する事項
 - (8) 理事会において総会に付議した事項
 - (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(議長)

- 第14条 社員総会に議長団を置く。
 - 2. 議長団は3名以内とし、社員総会前の理事会で正会員の中から選出する。

(構成)

- 第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。
 - 2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席で、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
 - (6) その他法令で定めた事項
 - 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第17条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証

明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章役員等

(種類及び定数)

- 第19条 当法人に,次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
 - 2. 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名を 副会長とする。
 - 3. 理事のうち、1名を総務担当理事、1名を財務担当理事とする

(選任等)

- 第20条 理事及び監事は、社員総会において会員の中から選任する。
 - 2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 3. 会長、副会長、総務担当理事、財務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(職務)

- 第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3. 総務担当理事は当法人の庶務をつかさどる。
 - 4. 財務担当理事は当法人の会計をつかさどる。
 - 5. 理事は理事会を構成し、定款及び社員総会の決議に基づき当法人の業務を執行する。
 - 6. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会又は理事会の招集を請求 し、又は第3章又は第5章の定めにかかわらず、社員総会又は理事会を招集す ること。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通

常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2. 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任する時は、最初の選任から6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。
- 3. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4. 前項の規定にかかわらず、監事は、同一職に引き続き就任する時は、最初の選任から8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。
- 5. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 6. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事 としての権利義務を有する。

(解任)

- 第23条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、出席した代議員の3 分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、 議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第24条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
 - 2. 役員には費用を支弁することができる。
 - 3.前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が報酬規定に定める。
- 第25条 会長の諮問に応ずるため当法人に顧問を5名以内置くことができる。
 - 2. 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
 - 3. 顧問は、無給とする。

(役員の責任免除)

- 第26条 理事,監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、当該理事、監事が善意でかつ重大な過失がない場合に おいて、責任の原因となった事実の内容、当該理事、監事の職務の執行の状況その 他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当法人は、同法第114条第1項の規定

により、任務を怠ったことによる理事、監事(理事、監事であったものを含む。) の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 理事会規則の制定,変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長, 副会長その他の業務執行理事の選定及び解職
- 2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置,変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第26条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2. 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に 招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- 4. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第4項により理事が招集する場合を除く。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。 (決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した 理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。 (理事会規則)
- 第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において 定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の管理)

第36条 当法人の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 当法人の事業計画書,収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については,毎事業年度の開始の日の前日までに,会長が作成し,理事会の決議を経て,社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も,同様とする。
 - 2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常社員総会に報告しなければならない。

ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第3号、第4号、第6号の書類については、社員総会への報告に代えて、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- (6) 財産目録
- 2. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更,解散及び清算

(定款の変更)

- 第39条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上の出席で、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
 - 2. 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第40条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規 定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上の出席で、総正会 員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

- 第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公 益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するもの とする。
 - 2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

- 第42条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
 - 2. 委員会の委員は、理事会が選任する。
 - 3. 委員会の任務,構成及び運営に関し必要な事項は,理事会の決議により別に定める。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の成立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第44条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事猿田了子設立時理事古田由美子設立時理事貝田佐恵子設立時代表理事猿田ア子設立時監事篠田玲子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 秋田県南秋田郡五城目町上樋口字切通44番地3

氏名 猿 田 了 子

- 2 住所 秋田市南通築地4番9号アークシティ築地第一506号 氏名 髙 橋 真樹子
- 3 住所 秋田市茨島二丁目3番52号氏名 古 田 由美子
- 4 住所 秋田市泉南一丁目7番21号 氏名 貝 田 佐恵子

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上,一般社団法人秋田県助産師会 設立に際し,設立時社員の定款作成代理人である司法書士菊地喜久雄は,電磁的記録である本定款を作成し,電子署名する。

平成23年7月22日

住所 秋田県南秋田郡五城目町上樋口字切通44番地3

設立時社員 猿 田 了 子

住所 秋田市南通築地4番9号アークシティ築地第一506号

設立時社員 髙 橋 真樹子

住所 秋田市茨島二丁目3番52号

設立時社員 古 田 由美子

住所 秋田市泉南一丁目7番21号

設立時社員 貝 田 佐恵子

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 菊 地 喜久雄